

平成20年度から 国民健康保険税が変わります

19年度までの税率			
	医療分	支援金分	介護分
所得割率	7.6%	なし	0.8%
資産割率	55%	なし	5%
均等割額	21,000円	なし	6,000円
平等割額	24,000円	なし	4,600円
限度額	560,000円	なし	90,000円



20年度からの税率			
	医療分	支援金分	介護分
所得割率	5%	1.4%	1.2%
資産割率	29%	8%	7%
均等割額	28,400円	7,400円	8,500円
平等割額	25,200円	6,600円	5,000円
限度額	470,000円	120,000円	90,000円

■新しい税率

■後期高齢者支援金等分が追加されます
平成20年度から、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の財源として、各健康保険組合・社会保険・国民健康保険などから後期高齢者支援金を支出することになり、そのための財源として「後期高齢者支援金等分（支援金分）」が追加されました。

①税率が変わります

（計算方法）

医療分・支援金分・介護分それぞれについて、次のように計算した金額の合算額が保険税額となります。ただし、医療分・支援金分・介護分それぞれについて、限度額を超える部分は課税されません。

■所得割・・・世帯の国保加入者の所得金額の合算額×所得割率
■資産割・・・世帯の国保加入者の固定資産税額の合算額×資産割率
■均等割・・・世帯の国保加入者の人数×均等割額
■平等割・・・1世帯につき平等割額の金額
※介護分は40～64歳の加入者のみ計算されます。

②軽減割合が拡大されます

保険税のうち、「均等割（人数割）」と「平等割（世帯割）」は、世帯の国保加入者と世帯主の総所得金額の合計額が一定以下の場合、軽減措置を受

けることができます。この軽減措置の割合が、従来の「6割」が「7割」に、「4割」が「5割」に拡大され、新規に「2割」軽減が加わります。

軽減割合	19年度までの軽減割合	20年度からの軽減割合
総所得金額 33万円以下	6割	7割
「(24万5,000円×世帯主を除く加入者数)+33万円」以下	4割	5割
「(35万円×加入者数)+33万円」以下	軽減なし	2割

■この軽減措置は、世帯の国保加入者と世帯主の中に税申告（確定申告・年末調整など）をしていない人（税申告上、どなたかの扶養になっている人を除きます）がいる場合、実際の所得金額が不明なため適用することができません。

でご注意ください。特に、収入がない人や、非課税収入（障害年金・遺族年金など）のみの人には、毎年2月中旬～3月中旬に行われる申告相談の期間に「所得がない申告」を済ませていただきますようお願いいたします。

③新しい税率での計算例

吉岡町の国保会計では、平成20年度に総額で5千万円の歳入増を行います。これにあり、大きく分けて次の2通りの試算を行い、**1の方法**を採用することとしました。

1 均等割額・平等割額を引き上げるとともに、軽減割合を拡大する（税負担増：2千8百万円）。

※軽減された税額の分は、県

と町の公費により補てんされます（公費負担増：2千2百万円）。

2 所得割率・資産割率・均等割額・平等割額をすべて均等に引き上げる（税負担増：5千万円）。

1での

計算例①

■加入者：4人（50代の夫婦・20代の学生2人）
 ■所得：300万円 ■資産税額：40,000円（夫所有）

【改定税率での計算】

〈19年度税率の場合〉 〈20年度税率の場合〉
 年額：400,600円 ⇒ 年額：442,600円
 年額で42,000円の増額となります。

【参考】 **2** の試算による税率を採用した場合
 年額：452,200円で51,600円の増額となります。



計算例③

■加入者：1人（20代）
 ■所得：100万円 ■資産税額：0円

【改定税率での計算】

〈19年度税率の場合〉 〈20年度税率の場合〉
 年額：121,000円 ⇒ 年額：131,600円
 年額で10,600円の増額となります。

【参考】 **2** の試算による税率を採用した場合
 年額：132,300円で11,300円の増額となります。



計算例②

■加入者：1人（63歳）
 ■所得：0円 ■資産税額：0円

【改定税率での計算】

〈19年度税率の場合〉 〈20年度税率の場合〉
 年額：22,200円 ⇒ 年額：24,200円
 年額で2,000円の増額となります。

【参考】 **2** の試算による税率を採用した場合
 年額：25,100円で2,900円の増額となります。



計算例④

■加入者：2人（65～74歳の夫婦）
 ■所得：150万円 ■資産税額：40,000円（夫所有）

【改定税率での計算】

〈19年度税率の場合〉 〈20年度税率の場合〉
 年額：202,000円 ⇒ 年額：214,200円
 年額で12,200円の増額となります。

【参考】 **2** の試算による税率を採用した場合
 年額：220,100円で18,100円の増額となります



④長寿医療制度（後期高齢者医療制度）加入者と 同じ世帯の国保加入者の軽減措置が創設されます

平成20年4月から、75歳以上の人は長寿医療制度に加入し、新しい保険料を負担することになりました。この新制度への移行に伴って、世帯の保険料負担が急が増えることがないように、長寿医療制度加入者と同じ世帯で国保に加入する人の保険料について、急変緩和措置として新しい軽減措置が創設されます。

詳細は、7月上旬発送の納税通知書に同封するパンフレット「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の創設に伴い国民健康保険税が変わります」をご覧ください。



⑤平成20年10月から特別徴収が始まります

国保加入者が全員65歳以上の世帯の世帯主（国保加入者のみ）で、年額18万円以上の年金を受給している人は、10月から納付方法が「特別徴収（年金から差引く納付方法）」になります。

特別徴収について

以下のすべてに該当する場合、特別徴収となります。

- (1) 国保に加入している65歳以上75歳未満の世帯主
- (2) 世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満

(3) 年額18万円以上の年金を受給

(4) 介護保険料と保険税の合算額が各支給月の年金支給額の2分の1以下
これらに該当しない場合は従来どおり納付書および口座振替での納付（普通徴収）となります。

差引かれる年金は

国民年金・厚生年金・共済年金などのほか、遺族年金・障害者年金などからも差引かれます。ただし、複数の年金を受給している場合には、いずれか1つの年金からの差引きとなります。

差引かれる税額は

従来どおり、保険税は世帯内の加入者全員の分が世帯主の名前で課税となります。そのため、同一世帯内の国保加入者全員分の保険税が、年金から差引かれます。

これまでの納付書および口座振替での納付（普通徴収）から、年金からの差引きに納付方法が変わるもので、従来の国民健康保険税のほかに新たな保険税を納めていただくものではありません。

⑥納税通知書などの用紙が変わります

平成20年度から、現金納付用と口座振替用の納税通知書と、特別徴収用の特別徴収開始通知書がすべて同じ用紙に統一されます。

また、納税通知書などの税額の通知と、納付書兼領収証書が別用紙となりますので、ご一緒に保管いただきますようお願いいたします。

■「普通徴収（現金納付または口座振替）」と「特別徴収（年金差引き）」の記載について

ご自分の納付方法が「普通徴収」・「特別徴収」のどちらになるかは、「徴収方法」欄に記載されます。

・年度途中で普通徴収と特別徴収の変更がある場合

「徴収方法」欄に「普徴・特徴変更あり」と記載されます。この場合の、普通徴収での納付金額（納期限）と特別徴収での納付金額（差引かれる年金支給月）は、通知書の下段に記載されます。

・普通徴収と特別徴収の両方で併行して納付となる場合
「徴収方法」欄に「併徴」と記載されます。

・普通徴収分の現金納付と口座振替

現金納付の場合は、納付書兼領収証書が同封されます。口座振替の場合は、「徴収方法」欄の右側に振替口座が記載されます。

※パンフレット「平成20年度からの保険料の引き上げと税率改定」を7月上旬発送の納税通知書に同封しますので、あわせてご覧ください。

問合せ先

役場財務課税務室
☎54・3111
(内線138)